

令和 5 年度 税制改正について

令和 5 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 73 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 73 回税理士試験において適用される法令等は令和 5 年 4 月 7 日現在施行のものとされております。

◇所得税法

<概要・制度趣旨>

令和 5 年度税制改正で第 73 回税理士試験へ向けて対策すべきものは、主に以下のとおりです。

① 特定非常災害である場合の損失の繰越控除

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失を有する場合の**純損失の繰越控除**及び**雑損失の繰越控除**の控除期間が**5 年**に延長されました。

② 特定支出の控除の特例

キャリアコンサルタントによる証明書を確定申告書に添付することによっても特定支出の控除の特例が適用できるとされました。

③ スtock・オプション税制

設立の日以後の期間が 5 年未満であることその他一定の要件を満たす株式会社から付与された**特定新株予約権**については、**付与決議の日後 2 年を経過した日から 15 年を経過する日**までに権利行使を行う場合に**経済的利益が非課税**とされることとなりました。

④ エンジェル税制

設立特定株式（中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者が発行する株式で一定のものをいいます。）を払込みにより取得した者について、現行の**取得時控除（エンジェル税制）に類似する取扱い**が創設されました。

⑤ 低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除

一定の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件が**800 万円以下**に引き上げられました。

⑥ 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例

- ・ **1 号買換え**が令和 5 年 3 月 31 日をもって**廃止**されました。
- ・ **4 号買換え**が **3 号買換え**に変更されるとともに、**一定の場合の課税繰延割合が 90%**となりました。

⑦ 中小事業者の機械等の特別償却又は特別税額控除

機械装置で一定のものが対象資産から**除外**されました。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和5年度税制改正では、研究開発に関する優遇税制その他の税制が改正されます。主な税制改正項目は次の項目です。

① 試験研究費の特別控除の改正

・一般型

控除割合が10.145%から**11.5%に変更**となり、その11.5%に加減する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の9.4%超（以下）から**12%超（以下）**となる等の改正があります。また、増減試験研究費割合が一定の割合を超えた場合などに税額基準額の上限に一定の割合を加算するなどの改正があります。

・中小企業者等の特例

控除割合に加算する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の9.4%超から**12%超**となる等の改正があります。

・特別試験研究費の範囲

特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究にかかる試験研究費の額や新規高度研究業務従事者に対する一定の人件費の額が特別試験研究費の額の範囲に加わり、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費は特別試験研究費の範囲から除外されま

② 指定寄附金の範囲

法人が大学、高等専門学校等を設置する学校法人等に対して支出する寄附金のうち一定の要件に該当するもの指定寄附金とする。

③ 公益法人税制

累積所得金額、累積欠損金額の算定につき、資産の簿価から減算する「負債帳簿価額等」に「資本金等の額」を加算することとなります。

④ 株式分配

株式分配、適格株式分配の範囲が一部拡充されることとなります。

⑤ 特定資産買換えの圧縮記帳

旧1号買換え（既成市街地等→既成市街地以外）が廃止となります。また、旧4号買換えの対象となる割合等が一部変更となります。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和 5 年度税制改正としては、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」などがありますが、税理士試験への影響は大きくない項目となります。

「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」は、適用期間の延長及び控除残額への贈与税課税時の適用税率、23 歳未満の者等に対する管理残額課税の改正が行われ、また、「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」についても、適用期間の延長が行われ、主に理論に影響があります。

この他、農地等の贈与税の納税猶予及び免除の特定貸付け（猶予適用者）についての改正がありましたが、こちらは税理士試験への影響が少ない項目となります。

◇消費税法

<概要・制度趣旨>

令和 5 年 10 月 1 日（以下、「施行日」）から施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、制度の円滑な実施に向けて各種見直しが行われました。

① これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の 2 割に軽減する 3 年間の負担軽減措置（2 割特例）

※ 施行日の属する課税期間であって施行日前から課税事業者の選択の適用を受ける課税期間は 2 割特例の対象外とされており、本改正前に適格請求書発行事業者の登録のために課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となった事業者は 2 割特例を適用できないこととなる。そこで、**課税事業者選択届出書を提出したことにより施行日の属する課税期間から課税事業者となる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間から課税事業者選択届出書は効力を失うこととされた。**

② 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする 6 年間の負担軽減措置、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置

◇酒税法

<概要・制度趣旨>

酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置）が新設されることとなり、従来の清酒等・ビールに係る酒税の税率の特例措置は廃止されることとなりましたが、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のため、令和 5 年度においては従来の清酒等・ビールに係る酒税の税率の特例措置が適用できることとされています。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

法人事業税の主な改正ポイントは「令和 5 年 4 月 1 日以後」に開始する事業年度から適用となる「電気供給業の分割基準」、「電気供給業の託送供給」です。

◇住民税

<概要・制度趣旨>

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失を有する場合の純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の繰越期間が 5 年に延長されました。